契約条項

表記載のお客様(以下「契約者」といいます。)と弊社とは、以下の通り契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

第1条（サービス内容）

1.弊社は、契約者に対して、表及び会員コース(以下「表等」といいます。)記載の条件でトレーニング施設(以下「施設」といいます。)の利用を提供します。
2.弊社の施設使用可能時間はHPに記載されている各店舗営業時間をご確認ください。それ以外の時間はセコム監視セキュリティーによる運営をします。
3.契約者及び弊社は、表等に記載されていない事項については、別途合意の上で取り決めるものとします。変更する場合も同様とします。

第2条（料金等）

1.契約者は、表等記載の料金等を、表等記載の方法で弊社にお支払いください。
2.弊社は、一度支払われた料金等を理由の如何を問わず返金しません。
3.弊社は、契約者が本契約に関して弊社に負う債務の支払いを延滞し、請求月の月末までにお支払いがなされない場合、事務処理費用(500円+税)及び延滞した金
額に支払い期限の翌日から支払い日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合に乗じて計算した延滞金を請求することができるものとします。

第3条（キャンペーン）

1.弊社では施設利用向上のため、入会費を減額するキャンペーンを行っております。ただし、在籍6ヶ月以上の方が対象となります。
2.契約時にキャンペーンを適用し入会された会員は、原則として在籍期間が6ヶ月を経過しない限り退会ができません。やむを得ず6ヶ月未満で退会する場合、
キャンペーン適用外の金額、単月契約での金額をお支払いして頂きます。
3.その他の弊社キャンペーンについては、別途契約者と弊社の合意の上取り決めるものとします。
4.在籍期間が6ヶ月経過後、この契約は第5条に定める退会の処理がなされない限り自動的に契約が更新となります。

第4条（休会）

1.契約者は、自らまたは法律上の権限を確認できる法定代理人が月末までに契約店舗へ来店またはオンライン手続きにて休会プランへの変更を行うことにより
翌月より最大2ヶ月の休会をすることができます。
尚、電話、メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2.休会プランへの変更手続きが完了しない限り休会扱いとはなりませんので、施設のご利用がなくても会費等が発生します。
3.休会期間中は在籍期間として含まれないものとします。

第5条（退会）

1.契約者は、自らまたは法律上の権限を確認できる法定代理人が月末までに契約店舗へ来店し弊社へ退会届の記入を行い提出することにより翌月の末日をもって
退会をすることができます。通知をした翌月分の会費請求が最後となります。
尚、電話、メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2.退会の手続きが完了しない限り退会扱いとはなりませんので、施設のご利用がなくても会費等が発生します。
3.会費等の全部もしくは一部が未納の場合は第1項の退会届提出までに完納しなければなりません。
4.契約者が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が連続3ヶ月間となった場合は退会となります。また、滞納分に関しましては全額を現金または弊社
の指定する方法で支払わなくてはなりません。

第6条（コース変更）

1.契約者は、自らまたは法律上の権限を確認できる法定代理人が月末までに契約店舗へ来店またはオンライン手続きにてコース変更の手続きを行うことにより
翌月よりコース変更をすることができます。尚、電話、メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
2.コース変更の手続きが完了しない限りコース変更扱いとはなりませんので、従前のコースにより会費の請求となります。

第7条（届出等）

1.契約者は、入会時に記載した内容に変更があった場合、速やかにご契約店舗またはオンライン手続きにて変更の手続きをしなければなりません。
2.弊社から会員への通知等は、契約者から届出のあった最新の住所またはメールアドレスあてに発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となって
も、発信後の責を負いません。
3.各種届出の併用はできないものとします。

第8条（営業日および営業時間）

各店舗の営業日、営業時間および受付時間については店舗毎に定めます。気象災害等の理由により事前予告なく変更する場合があります。

第9条（会員の責務）

1.契約者は、弊社のサービス施設の提供にあることにかんがみ、体調管理に万全を期し、弊社及び弊社スタッフの故意過失による場合を除き、トレーニングの内
容やトレーニングに起因する怪我等につき自身で責任を負うものとします。
2.契約者は、施設の機材の適切な使用方法について弊社スタッフの指示に従わなければならない。なお、トレーニングの内容に関する弊社スタッフの助言につい
ては、契約者の自主的な判断・責任によります。
3.弊社スタッフの非常勤時間においては、弊社スタッフによる即時の怪我等の事故防止やその他の対応に限界があることを理解し、自己の責任においてより慎重
にトレーニングすること並びに会員間及び第三者間で争いが生じないようにすることに努めるものとします。

第10条（禁止事項）
契約者は、弊社の施設利用に際して次に定める行為をしてはならないものとします。契約者がいずれかに該当する場合、弊社は会員資格を停止又は抹消することができるものとし、以後の施設利用を禁止した上で法的措置を取ることができるものとします。また、損害が発生した場合は別途損害賠償を請求することもあります。
1.本契約条項に違反する行為
2.施設の目的にそぐわない利用行為
3.施設において会員間及び第三者間で争いを生じさせる行為
4.弊社スタッフと直接トレーニングに関する契約及び金銭の授受を行う行為
5.その他弊社が不適切と判断する行為
6.施設内における施設又はトレーニング機器を故意過失に関わらず破損させる行為

第11条（通知予告）
本契約および施設の諸事情に関する通知または予告は、各店舗所定の場所に掲示する方法または電子メールにより行います。

第12条（本契約の改定）
弊社は、施設の運営・管理に関する事項を改定することができます。その効力は最新の改定日をもって全ての会員に適用されます。

第13条（損害賠償及び免責）
1.弊社は、専門的知識に基づき施設の提供を行いますが、効果については個人差がありますので、特定の効果が発生することを保証はできません。
2.契約者の身体的特徴については、事前にお知らせ頂いた場合にのみ対応させていただきます。
3.弊社は、弊社に故意過失がないかぎり、会員のトレーニングによる怪我等並びに会員間及び第三者間の争いについて一切の責任を負いません。
4.弊社及び弊社スタッフの故意過失が原因の損害については、料金等を上限として賠償責務を負うものとします。

第14条（権利及び地位の譲渡等）
契約者及び弊社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供することはできません。

第15条（知的財産権等）
契約者及びトレーニングに関して生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む)等の知的財産権は弊社に帰属するものとします。

第16条（機密保持）
1.契約者及び弊社は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。)、企業情報、その他すべての
　情報(以下「機密情報」という)を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第
　三者に開示又は提供してはならないものとします。
2.当ジムは、業務を円滑に進めお客様により良いサービスを提供するため、第3項に掲げる利用目的のために必要な範囲内において、お客様の個人情報を以下に委託する場合があります。
　(1)会員管理システム（株式会社hacomono）
　(2)集金代行会社（リコーリース株式会社）
　(3)集金代行会社（株式会社アイジャパンサポート）
　なお、当ジムでは、株式会社ペイジェント、PAY株式会社（以下「決済業務委託会社」という）に対し、お客様の当ジム利用料金等のクレジットカード決済業務を委託する場合があります。この場合、お客様に対し決済業務委託会社より個人情報の提供を求められることがありますが、当ジムでは当該個人情報を一切取得いたしません。
3.当ジムは、個人情報を以下の目的に利用いたします。
　(1)会員の本人確認
　(2)当ジムからの連絡やお問い合わせへの対応のため
　(3)入会後の会員に対する当ジムのイベント等の案内および通知
　(4)当ジムから会員に対し提供するサービス等の品質向上・改善のため
　(5)当店利用料金の請求
　(6)その他、上記利用目的に付随する目的
2.本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）
契約者及び弊社は、現在及び将来にわたり、いわゆる反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するものとします。これに反した場合は、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む契約者弊社間すべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第18条（準拠法・合意管轄）
本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、契約者弊社間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、契約者及び弊社は、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとします。

第19条（協議）
本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、契約者、弊社双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。